

東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応 (検討状況) (地方税)

東日本大震災に係る地方税における税制上の緊急対応については、既に地震・津波対策の措置を講じ、今回、原子力災害への対応を予定しているところであるが、今後、復旧・復興の状況等を踏まえた対応について、以下のとおり必要な措置の具体化を速やかに進める。

- 今後、「復興の基本方針」等の復興に関する議論を踏まえ、被災地の基幹産業の復活等地域経済活動の再生、ひいては雇用の創出に資するよう、次のような検討を行う。

【個人住民税・個人事業税】

- ・ 国税における対応を踏まえて検討する。

【法人住民税・法人事業税】

- ・ 国税における対応を踏まえて検討する。

【固定資産税等その他の税目】

- ・ 復興特別区域に関して、制度の枠組みやその対象となる具体的な施策の内容の検討を踏まえ、必要な税制措置のあり方について検討する。
- ・ その他必要な措置を検討する。

- 東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る措置についても、引き続き、各税目にわたり必要な措置の検討を行う。